

自動扉保守管理業務仕様書

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 島根県済生会江津総合病院の自動扉開閉装置保守管理業務については、この仕様書によるものとする。

1. 病院概要

所在地 島根県江津市江津町 1016-37

施設名 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 島根県済生会江津総合病院

規模 許可病床数 300 床

対象 院内自動扉 19 台

機種 ナブテスコ株式会社製

2. 契約名

自動扉開閉装置保守管理業務委託契約（セミフルメンテナンス契約）

3. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※ただし、新たに受託する業者は平成 30 年 4 月 1 日までの間に現受託業者による引継ぎを受けること。

また、その際には引継ぎ完了報告書を提出すること。

なお、引継ぎにかかる費用は新たに受託する業者の負担とする。

4. 点検回数

年 3 回とする。

5. 設置場所及び機種名

玄関外側 DS-75D

玄関中側 DS-75D

玄関内側 DS-75D

時間外出入口 DS-60S

1 階東出入口 DS-60S

1 階西出入口 DS-60D

救急出入口外 DS-60S

救急出入口内 DS-60D

手術室1：内側 DS-75S
手術室1：出口 DS-75S
手術室2：出口 DS-75S
手術室3：出口 DS-75S
手術室1：外側 DS-15OS
手術室内 DS-15OS
手術室2：入口 DS-15OS
手術室3：入口 DS-15OS
手術室4：入口 DS-15OS
手術室4：出口 DS-15OS
OPホール入口 スライダーDS40D
合計 19カ所

6. 保守管理範囲

1) 保守管理業務の対象範囲

- ・自動扉開閉装置 駆動部（ドアエンジン・プーリ・連結ベルト）
- ・自動扉開閉装置 懸架部（ドアハンガ・ハンガレール）
- ・自動扉開閉装置 制御部（コントローラ・配線モジュール）
- ・自動扉開閉装置 検出部（起動センサ・補助光電センサ）
- ・自動扉開閉装置 その他（電気錠・オプション品）

2) 保守管理業務の対象外範囲

- ・建具類（ガラス・サッシ・振れ止め・ガイドレール類・鍵錠など）
対象範囲に起因しない作業に伴う扉脱着作業費など。
- ・連動設備類（テンキー・キースイッチ・集合インターホン・非常開放スイッチなど）
受託者が納入・施工しない連動設備類。

7. 保守管理業務の内容

1) 定期保守点検

- ・「別紙」の点検予定に基づき定期的に技術員を派遣し、機器の点検を行い、予防保全に努めること。
- ・作業は、自動ドア施工技能士（厚生労働省認定）の資格を有する者自ら行うか、作業者を指導して行うものとする。
- ・点検項目及び判定基準は、自動ドア保守基準（JADA A 0003 全国自動ドア協会）、自動ドア安全ガイドライン（JADA B 0005 全国自動ドア協会）及び各社が定める自動ドア点検基準書に基づくものとする。

【定期点検整備項目】

区 分	詳 細
作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
自己診断エラーの確認	無負荷エラー、サーマル作動、モータエラー、エンコーダエラー、断線エラー、連続セーフティエラー、内部 RAM/ROM/EEPROM エラー、センサ入力エラー、センサ不具合エラー、電気錠作動エラー、NET 通信エラー、NET 機器接続エラー
各種設定の確認	開き速度、閉じ速度、開放タイマ、各種トルク、クッション速度及び距離、開閉セーフティ感度
サッシ部点検	無目点検カバー取付状態、ガイドレール内の状態、扉の状態、振れ止め・扉ガイドの取付状態、指はさみ防止対策、各部適正隙間確認
懸架部点検	ハンガレール、吊車の汚れ・摩耗・損傷、踊り止めの隙間、ストッパ・ハンガレール・吊車の取付状態
動力作業部点検	手動開閉動作及び異音の有無、エンジンの取付状態、駆動部の変形・摩耗、プーリの変形・摩耗、ベルト・チェーン・ワイヤの張り・摩耗及び取付状態
制御装置点検	開速度、閉速度、クッション作用、開き保持時間
センサ部点検	センサ検出範囲及び感度、補助センサ作動状況
電気回路	総合動作（通常動作・反動動作）、配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂有無、電源電圧、絶縁抵抗
電気錠	電気錠の作動確認
その他	自動ドアステッカー・警告ラベル・故障時連絡先シール

2) 緊急修理

・定期点検以外で、故障が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、調整または修理を行うものとする。その際の技術料及び諸経費は受託者の負担とすること。また、契約に定める通常業務時間外でも、修理の依頼については受付ができ且つ必要に応じて技術員を派遣できるものとし、その際の派遣費用は当院の負担とする。

3) 保守部品

・点検または修理において、別途部品交換を必要とする箇所を発見した時は直ちに報告し、対応を協議するものとする。交換部品に関しては、保証の観点からナブコ自動ドア純正部品（新品）を使用するものとする。

・装置の保守部品が製造中止となり、保守部品供給期間を超過して機能維持管理が不可能となった場合、後継部品へ更新するものとする。

・受託者は、4. 設置場所及び機種名に記載する保守部品供給に関する情報は、当院に対し速やかに通知すること。

4) 記録及び報告

① 記録（保管）

・保守点検担当者は、点検実施日・設置場所・点検機種名・点検内容の保守点検結果ならびに修理を必要とした場合の措置内容を「自動ドア点検報告書」に記入する。

・センサの各設定（検知エリア範囲等）及びコントローラのパラメータ設定値を変更した場合は、必ず建物管理責任者に報告し、承認を受けた後、「自動ドア点検報告書」に記載するものとする。

・「自動ドア点検報告書」の保管期間は10年とする。（PL法第5条に準じるものとする。）

② 報告

・点検（または修理）の結果を「自動ドア点検報告書」（修理作業報告書）に記入し、速やかに建物管理責任者に報告するものとする。

・点検結果に従って修理措置を行う場合は、建物管理責任者の承認を受けるものとし、作業終了後に改めて建物管理責任者に報告し、修理作業完了の承認を受けるものとする。

5) 保守管理業務における費用の負担区分

・定期点検及び故障修理時の技術員の技術料及び諸経費は受託者の負担とする。

・本装置の内、次の部品等は受託者の負担とする。

本装置のヒューズ・潤滑油・標準ライナー・ボルト類・ビス類

本装置のうち、駆動部・制御部及びオプション部品を除く部品

・前項以外の取替部品費用は当院の負担とし、取替作業費及び諸経費は受託者の負担とする。

・下記の工事・修理にかかる費用は当院の負担とする。

甲の要望による本装置の仕様変更や改造に伴う工事費及び諸経費

契約対象自動ドア装置の移設に伴う工事費及び諸経費

自動扉開閉装置検出部起動センサに、床埋込式スイッチ（電子マットスイッチ等）を使用しており、検出部本体に修理や取替を行う必要が生じた場合の「研（ハツリ）」・「床仕上げ工事」費用

・通常時業務時間外の緊急修理派遣費用

当院の要請により緊急出勤を要する場合に限り、当院は受託者が定める緊急出勤費を負担する。

ただし、受託者の発意により、且つ当院の承認を得て作業した場合はこの限りではない。